

# 東法連ニュース

2019年  
(平成31年)  
2月号  
第396号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : [info@tohoren.or.jp](mailto:info@tohoren.or.jp)



あいさつする  
鈴木馨祐財務副大臣



あいさつする小林栄三  
全法連・東法連会長



乾杯をする池田弘一  
前全法連・東法連会長



あいさつする  
藤井健志国税庁長官

平成31年新年賀詞交歓会が、全法連との共催により、1月22日、帝国ホテルで、来賓、会員あわせて約600名（うち東法連関係は約250名）が参加して盛大に開催された。当日は、小林栄三全法連・東法連会長による新年のあいさつで開会。続いて来賓を代表して、鈴木馨祐財務副大臣及び藤井健志国税庁長官があいさつ、乾杯は、池田弘一前全



講演する三屋裕子氏

法連・東法連会長が行った。交歓会には、野田毅衆議院議員（自民党税制調査会最高顧問）、柴山昌彦文部科学大臣ら8名の国会議員をはじめ、多数の来賓が列席した。

また、新年賀詞交歓会に先立って、スコーププロデューサーで元



叙勲・納税表彰受章祝典



受彰者の  
松崎宗仁副会長



受彰者の左から飯野光彦副会長、  
小竹良夫副会長、松本光史副会長

全日本バレーボール選手三屋裕子氏を講師に迎え、「人を活かすリーダーシップのヒント」の演題で新春記念講演が行われた。続いて、叙勲・納税表彰受章祝典（主催・全法連）が開催され、受章者64名のうち列席された43名に小林会長から記念品が贈呈された。東法連関係では、平成30年度財務大臣納税表彰を受彰した、飯野光彦副会長（北沢法人会会長）、小竹良夫副会長（荻窪法人会会長）、松本光史副会長（江東東法人会会長）、国税庁長官納税表彰を受彰した松崎宗仁副会長（京橋法人会会長）の4氏に贈呈された。

## 新年賀詞交歓会

### 全国から600名が参加し盛大に開催

新春記念講演「人を活かすリーダーシップのヒント」

## 平成31年度 税制改正大綱

# 中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長！

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### ■ 研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。  
(増減試験研究費割合80%超) 9.9%+(増減試験研究費割合-80%)×0.3  
(増減試験研究費割合8%以下) 9.9%-(8%-増減試験研究費割合)×0.175  
その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

#### ■ 中堅・中小企業向け特例

・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長

長されます。

・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。  
・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。

・特定中小企業者等が経営改善設備を取付した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。

・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。

・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取付し事業に供した場合に、20%の特別

償却が認められます。

・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

#### ■ 事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税率7%・特別法人事業税率2.59%(改正前は事業税率9%)に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

### 所得税・住民税関係

#### ■ 住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月(平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合

11~13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除が受けられる仕組みとなっています。

■ 老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能  
空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■ 転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続  
NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間にNISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ ふるさと納税の寄付先の指定化  
ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■ シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度  
児童扶養手当の支給を受

けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

## 相続税・贈与税関係

### 個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

### 事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等につい

ては適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

### 教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

- 平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
- 受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
- 贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

### 結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなります。本制度は2年間延長されることになりました。

### 事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

## 消費税関係

### 輸出品物販売場についての見直し

輸出品物販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出品物販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出品物販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

### 金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

## その他

### 消費税引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。  
・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

### 民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されません。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡 郎

TEL 03-1533-6331-5958

03-1533-6331-5449

HP FAX http://www.ida-office.jp/

東京法人会連合会



金井由光青連協会長に  
報告書を手渡すのんのんさん



子ども議員たちと遠藤青連協副会長(左)、  
右から田中光史専務理事、金井由光青連協会長

12月26日、全法連会館において、キツザニア東京子ども議員4名によるキツザニア東京TAX WEEK(昨年11月開催)の報告会があった。東法連から、金井由光青連協会長(芝法人会理事)、遠藤正幸青連協副会長(荒川法人会理事)、田中光史専務理事らが出席した。

子ども議員たちは、期間中に行った税務調査と税務広報官の仕事の内容とともに、広報官によるセミナー等で実施した税の使い道

## アンケート集計結果などを報告 キツザニア東京TAX WEEK報告会 子ども議員4名が出席

表ののんのんさん  
おけるニツクネ  
ーム)から金井  
会長に手渡され  
た。アンケート  
は、7日間で1  
640名の回答  
があり、624  
名と約40%の人  
が「病気になる  
た人たちを助け  
ることに使う」  
ことに期待して

## あなたの確定申告をサポートします ～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「寄附金控除(ふるさと納税等)」「医療費控除」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、[国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp) ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))に「[確定申告特集ページ](#)」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

### ■確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続について説明しています。

- 寄附金控除(ふるさと納税等)の還付申告
- 医療費控除の還付申告

また、確定申告についての**重要なお知らせ**を掲載しています。

例えば、

- ①平成31年1月から確定申告書等作成コーナーが変更されます。トップ画面などのデザイン変更に加え、スマートフォンによる申告が可能になるなど、e-Taxが更に便利にご利用いただけるようになりました。
- ②平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。また、マイナンバーを記載した申告書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります(e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。)といった重要なお知らせを掲載しています。このほか、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。

### ■申告書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「[確定申告書等作成コーナー](#)」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- 平成31年1月から「確定申告書等作成コーナー」が変わり、より便利な「マイナンバーカード方式」と「IDパスワード方式」の選択が可能になりました。
- 年末調整済みの給与所得者(1ヶ所からの支払のみ)で、医療費控除や寄附金控除(ふるさと納税等)を適用して還付申告を行う方がご利用いただける、スマートフォン専用画面が利用できます。
- 24時間いつでも使えます。
- 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- また、電子申告等データを作成すれば、e-Taxにより申告等を行うことができます。
- 作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。



に関するアンケートの集計結果を報告した。報告書は子ども議員代

に關するアンケートの集計結果を報告した。報告書は子ども議員代  
いることがわかった。  
報告後、子ども議員から「税金を多くの人に知ってもらえるように、法人会の皆さんはどのような活動をしていますか?」、「毎年度のくらの税金が集まって、ど

ういったことに使われていますか?」などの質問があり、金井会長、遠藤副会長、田中専務が丁寧に回答していた。子ども議員たちは難しい内容も含む説明を真剣に聞き、一生懸命メモを取っていた。